

令和9年度～11年度「外国語指導助手業務に係る労働者派遣業務委託」仕様書

1 業 務 名

外国語指導助手業務に係る労働者派遣業務委託

2 目 的

国際社会に対応した教育保育施策の一環として、保育所・こども園及び小学校低学年においては国際理解の意識の芽生え、小学校中学年においては外国語活動、小学校高学年、中学校においては外国語教育の充実を図ることを目的とする。幼児・児童・生徒に、生きた外国語や外国文化に触れる機会を提供し、国際感覚を養い、音声面を中心とした外国語の基礎的な技能や表現力等コミュニケーション能力の育成が図れるよう、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の整備に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、市内公立の保育所、認定こども園、小・中学校に外国語指導助手を派遣する。

3 派遣業務の実施場所

次の各秩父市立小学校12校、中学校8校、保育所・認定こども園4園

名称：秩父第一小学校、花の木小学校、西小学校、南小学校、尾田蒔小学校、原谷小学校、久那小学校、高篠小学校、大田小学校、影森小学校、吉田小学校、荒川東小学校、秩父第一中学校、秩父第二中学校、尾田蒔中学校、高篠中学校、大田中学校、影森中学校、吉田中学校、荒川中学校、永田保育所、日野田保育所、花の木保育所、吉田こども園

※保育所・認定こども園は各園月1回程度を予定

4 派遣期間及び派遣人数

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで 各年9名
年間190日を基準とする

5 派遣先責任者

派遣先の小・中学校長、保育所長、認定こども園長

6 指揮命令者

教育委員会教育研究所長、保育こども課長、派遣先責任者

7 業務内容

派遣業務に係る外国語指導助手は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 指導内容や指導方法について、外国語教育担当教員等との事前打ち合わせを行い協議すること。
- (2) 外国語教育担当教員等と協力して効果的なティーム・ティーチングを行うこと。
- (3) 中学校における外国語科の授業の補助。
- (4) 小学校における外国語活動及び外国語科の授業の補助。
- (5) 外国語教材作成の補助、教材整理、教室環境の整備その他の学校運営上必要な補助業務及び英語弁論大会、英語検定等への協力。
- (6) 教員に対する研修への協力。
- (7) 特別活動及び課外活動への協力。
- (8) 国際理解のための諸活動への協力。
- (9) 外国語指導助手対象の研修会への参加。
- (10) 教育委員会主催事業等への協力。
- (11) 保育所・認定こども園において活きた英語を親しみやすく幼児に伝えるとともに、コミュニケーションの楽しさや大切さを育むための活動を行うこと。
- (12) その他上記業務に関連すること。

8 就業予定及び就業時間

就業日及び就業時間については、以下のとおりとする。

ただし、必要に応じ派遣先及び派遣元責任者双方の協議により変更できるものとする。

(1) 就業日

授業日のうち、教育委員会が指定した日。

(2) 就業時間

午前8時20分から午後4時30分（休憩60分から1時間10分まで）までの間の範囲で一日の就業時間が7時間を超えないこととする。

詳細は協議の上、別途定めるものとする。

(3) 休憩時間

派遣場所の定めた休憩時間。

9 外国語指導助手の条件

派遣業務を実施する外国語指導助手の選任に当たっては、次の各号を満たすことを条件とし、適任者を選任すること。

- (1) 原則として英語を母国語とし、出身国にて大学以上の教育機関を卒業した者。
- (2) 日本語で簡単な日常会話ができる者。
- (3) 業務の遂行に必要なビザを取得しており、かつ身元保証ができる者。
- (4) 外国語指導助手としての研修を受けた者。
- (5) 派遣場所において、良好な人間関係を構築し、担当教員の指導のもと学校教育に積極的に取り組む者。
- (6) 公共機関等が不便な勤務場所があるため、普通自動車運転免許を有することが望ましい。
- (7) 特定性犯罪前科がないこと。
- (8) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に基づく研修を受けること。
- (9) 勤務時間内外を問わず、外国語指導助手としての自覚を持ち、派遣先の学校等及び関係者の信用又は信頼を損なう行為を行わない者。

10 派遣料金の支払

- (1) 派遣料金は、業務実績報告書により確認し、翌月に支払うものとする。
- (2) 派遣料金単価には、当該業務の履行に係る全ての費用を含むものとする。

11 外国語指導助手に対する指揮命令等

派遣業務に従事する外国語指導助手は、指揮命令者の指揮命令に従うこと。また、派遣元は派遣労働者に対し、次の各号に従うよう指導すること。

- (1) 派遣された小・中学校及び保育所・認定こども園の信用を失墜するような行為をしてはならない。
- (2) 業務の遂行に際して、宗教活動又は政治活動を行ってはならない。
- (3) 学校教育や保育に携わる者としてふさわしい態度で臨み、また、管理運営上、支障が生じる行為を行ってはならない。
- (4) 就業時間及び業務遂行上の注意力の全てを、その業務遂行のために用いなければならない。

12 派遣に係る留意事項

派遣元は、本業務の円滑な遂行を行うため、次の各号に定める事項について遵守すること。

- (1) 外国語指導助手の派遣前及び派遣中に、年間3回以上、学校・教育委員会と協議

の上、指導技術及び発音等必要な研修・トレーニングを定期的実施する。

(2) 外国語指導助手の通勤時及び勤務時間における身体事故については、派遣元において処理する。

(3) 派遣元の都合により担当の外国語指導助手による業務が実施できない時は、派遣先に連絡後、速やかに代替の外国語指導助手を派遣すること。また、欠勤が生じた場合は、原則として派遣日数に対する日割り計算で契約金額を減額する。

(4) 外国語指導助手が派遣業務の遂行に伴い故意又は重大な過失により、派遣先又は第三者に損害を与えたときは、その賠償責任は派遣元が行うこと。

13 守秘義務

外国語指導助手は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。派遣期間終了後も同様とする。

14 派遣労働者の交替

履行場所において外国語指導助手に問題が生じ、業務に支障を生じていると指揮命令者のうち、教育委員会教育研究所長、保育こども課長が判断したときは、外国語指導助手の交替を求めることとする。

15 その他

本仕様書に定めのない事項に関しては、別途双方協議のうえ決定する。